

# 第12回柳川市景観審議会 会議録



福岡県柳川市  
建設部都市計画課

## 会 議 録

会議名称	第12回柳川市景観審議会
日 時	令和4年11月22日（火） 10時00分～11時30分
会 場	柳川市民文化会館 イベントホール
出席者	<p>【委員】柴田委員、田上委員、大森委員、古賀（善孝）委員、古賀（満）委員、石橋委員、島田委員、佐々木委員、高橋委員、中村委員（10名）</p> <p>【事務局】 建設部長 中村、都市計画課長 目野、都市計画課長補佐兼都市計画係長 梅崎、都市計画係 堤、田中、株式会社 都市環境研究所 手島</p>
欠席者	【委員】田中委員、山口委員（2名）
傍聴者	0名
議題等	<p>1 開会</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>3 諮問</p> <p>4 委員紹介 ……資料1</p> <p>5 会長、副会長の選出</p> <p>6 会長あいさつ</p> <p>7 議事 議案第1号 柳川市屋外広告物条例の規制内容（案）について ……資料2 ……資料3 ……資料4</p> <p>8 その他 ・今後のスケジュールについて ……資料2</p> <p>9 閉会</p>
会議資料	<p>資料1 柳川市景観審議会委員名簿</p> <p>資料2 説明資料</p> <p>資料3 基準（案）</p> <p>資料4 柳川市屋外広告物条例のガイドライン</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>みなさん、こんにちは。 委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ご案内の時間となりましたので、ただ今から、第12回柳川市景観審議会を開催させていただきます。 私は、本日の進行役を務めます、柳川市役所建設部都市計画課の目野と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。 続きまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【資料説明】</b></p>
事務局	<p>資料は以上になります。それでは、早速、次第に沿って進めさせていただきます。 次第の2「市長あいさつ」です。 柳川市長金子健次よりごあいさつ申し上げます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【市長あいさつ】</b></p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは、次第の3「諮問」に移らせていただきます。 引き続き市長より諮問をさせていただきます。本日は代表して前会長の柴田委員に受け取りをお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【市長より諮問】</b></p>
事務局	<p>それでは、次第の4「委員の紹介」に移らせていただきます。 前回から3名委員の変更がありますので、改めて、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。 はじめに、福岡大学工学部教授の柴田久様です。 次に、九州大学大学院芸術工学研究院教授の田上健一様です。 久留米工業大学工学部教授の大森洋子様です。 熊本大学大学院先端科学研究部准教授の田中尚人様です。本日は欠席となっております。 イゴス環境・色彩研究所所長の山口ひろこ様です。本日は欠席となっております。 公益社団法人福岡県建築士会柳川地域会の古賀善孝様です。 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会県南支部の古賀満様です。 柳川市商工会事務局長の石橋正次様です。 柳川市観光協会理事の島田隆様です。 柳川市議会議員の佐々木創主様です。</p>

福岡県都市計画課課長の高橋涼様です。  
最後に、柳川市副市長の中村智弘でございます。  
以上で委員の紹介を終わらせていただきます。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。  
まず、はじめに、建設部長の中村でございます。  
次に、都市計画課長の日野でございます。  
次に、都市計画課長補佐兼建築係長の白谷でございます。  
次に、都市計画課長補佐兼都市計画係長の梅崎でございます。  
次に、都市計画係の堤です。同じく、田中です。  
また、今回、後の議題に関する委託業務を行っている株式会社都市環境研究所九州事務所様にも参加いただいております。  
本日は、委員12名中、10名の委員にご出席いただいておりますので、定数であります「委員の半分以上」の出席に達しておりますことをご報告いたします。  
また、このような委員会につきましては、柳川市情報公開条例に基づきまして、公開していくこととなります。公開につきましては、市のホームページ等で会議の内容を公開することを予定しております。  
また、発言者の指名につきましては、議事録に表記させていただきたいと考えておりますので、発言される際には名前を述べられてから発言するようお願い申し上げます。  
議事録につきましては、作成後、各委員の皆様にご発言内容等の確認をさせていただきまして、了承をいただいたのちに公表してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ここで、次第の5「会長、副会長の選出」に入ります。  
柳川市景観条例施行規則第12条第1項では、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定めるとされておりますが、委員に大きな変更がないことや、これまでの経過を踏まえた案件もありますことから、事務局のほうで指名推薦をさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

ありがとうございます。では、異議なしということですので、会長につきましては、これまでの審議会でご会長をしていただきました福岡大学工学部教授の柴田委員に、副会長につきましては、福岡県建築士会の古賀委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

ありがとうございます。  
それでは、会長に 柴田 久 委員、副会長に 古賀 善孝 委員と決定させていただきます。  
恐れ入りますが、会長、副会長は、前の席に移動をお願いいたします。

それでは、次第の6「会長あいさつ」に移らせていただきます。  
柴田会長よりごあいさつをお願い致します。

柴田会長 皆様こんにちは。会長を拝命しました柴田でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。  
いろいろなお祭りや観光客など人々がたくさん動き出している状況で、私自身も出張が増えておりまして、福岡空港はもちろんのこと羽田空港などを訪れると福岡県の観光PRの大きな広告が貼られていることがあります。そこに柳川市の風景も映っており、柳川市は福岡県を代表する観光地としてアピールをされている状況です。今後ポストコロナの状況になった時に柳川市の魅力をもっと知っていただくために景観づくりがとても重要な位置づけになると思いますので、今後も皆様の忌憚のないご意見、ご指導のほうを賜りたいと思っております。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。  
施行規則において、審議会の会議は会長が議長となるとありますので、これからの進行につきましては、柴田会長にお願いいたします。

柴田会長 それでは、早速議事の方進めてまいります。  
議案第1号「柳川市屋外広告物条例の規制内容（案）について」事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 **【資料説明】**

柴田会長 丁寧な説明ありがとうございました。  
内容が多岐にわたっておりますが、周辺の市町村と柳川市の現状を踏まえて広告物の基準を決められているということですね。  
ご説明いただいた内容につきましてご意見、ご質問いかがでしょうか。

佐々木委員 資料の中に禁止地域という文言が出てきますが、この条例案では禁止地域というものはあるのですか。ないのですか。

事務局 古墳及び墓地の地域が禁止地域になります。

佐々木委員 それは具体的にどこになるのですか。

事務局 具体的にどこというのではなく、古墳や墓地という場所が禁止地域になります。

佐々木委員 条例案では広告物の高さや面積の基準を設定していますが、現状の県条例では基準内であればすべて許可が出るのですか。

事務局 現状、県条例では基準を満たしているものは許可が出ます。今後は新たに設

	定する柳川市の基準を適用していくという形になります。
佐々木委員	色々と誘導するという話がありましたが、こうゆう風にしてくれませんかという助言や指導はされるんですか。それに従わない場合は許可しないのか、基準内であれば許可しなければいけないのか、そのあたりの取扱はいかがですか。
事務局	数値の基準については守っていただきます。それ以外で、例えば色数などについては窓口で協力依頼をしつつ取り組んでいきたいと思えます。
佐々木委員	現状の中でも人物などの写真を用いた広告物がありますが、基準内であれば人の顔や人物を使用しても許可をしなければならないのですか。
事務局	そのような事例については指導というより、協力を、個別に対応していこうと考えております。写真の使用について、基準の中で明記することが難しいところがありますので、事務局所管で対応して取り組んでいきたいと思えます。
柴田会長	写真の取扱は悩ましいですね。貴重なご意見だと思います。その他いかがでしょうか。
大森委員	西鉄柳川駅周辺地区が①、②、③に分かれています。屋上広告物については基準を分けていますが、総量規制についても①、②、③で分けなくてよいのかと。駅を降りて旧城下町に向かうエリアは重要だと思いますので、少し分けたほうが良いのではないかと思います。それから①の地区の屋上広告の高さが建物の3分の2以内となっていますが、それだと大きくなるか、3分の1くらいが適当ではないかと思ったんですが、根拠を教えてくださいませんか。
事務局	②の地区については高さの上限を30m以下と設定しており、3分の2以内となると面積が大きくなるので、建物の3分の1以内としています。3分の2のところについては県条例と同様としております。総量規制の基準については意見を受けまして再度検討したいと思えます。
大森委員	①の地区の屋上広告物は、建物の3分の1以内が適当ではないかと思えますが、どうしても3分の2必要でしょうか。
事務局	1階建てで屋上広告物が掲出されている建物を見て行くと、全体としては3分の1だと超えてくるような傾向が確認されたというところがあります。ただ、①の地区については再度確認させていただきまして、次回審議会までに整理をさせていただきたいと思えます。
大森委員	せっかく柳川駅前広場を今度新しくされますし、景観を整えるという意味では、駅から旧城下町地区に向かう①の地区は柳川の玄関口になると思えます

	ので、検討していただけたらと思います。
柴田会長	ありがとうございました。 その他いかがでしょうか。
高橋委員	柳川市が独自で区域を定めて広告物を規制されることは非常に良い取組だと思っておりますので、県としてはありがたいと思っております。大きく二点申し上げたいと思っております。一つは最近イベントなどでプロジェクションマッピングが色々なところで使われているので、そういうものが柳川の観光地で使われることもあるかと思っております。プロジェクションマッピングについて屋外広告物として規制するのか、規制する場合はどのようにするのかを考えられたほうが良いと思っております。もう一点は、資料4の12頁の簡易広告物のところで、良好な管理が行われると認められる場合は許可期間が最長3年間となりますとありますが、良好な管理が行われる基準がどのようなものか確認させていただければと思っております。簡易広告物なので、例えばはり紙だと破れたりすると思うが、それを3年間ずっと市が確認をして、管理ができていない場合は市が措置命令を出すことになると思っておりますが、なかなか大変ではないかと思っております、3年間で大丈夫なのかと思っております。
事務局	デジタルサイネージの件と同様に、プロジェクションマッピングの取扱いについても検討していきたいと思っております。簡易広告物について3年間の許可期間を想定しているのは広告幕で、素材も懸垂幕のようなしっかりしたものを想定しております。例えば、店の出入り口にあるもので日常的に出し入れをされていて管理されているようなものや、他の申請広告物と併せて付帯的に管理されるようなものを想定しております。管理の内容については許可申請の段階でしっかりと確認していこうと思っております。
佐々木委員	先ほどの禁止地域に関連して、現在、城堀の水面内に広告があります。そのような広告をこの条例で禁止にできますか。
柴田会長	ちなみにどこの水面でしょうか。
佐々木委員	沖端の川下りの終着点の下船場より少し下流側にポールが建っていて、そこに看板があります。禁止ではなく、それができるとなると、観光客に目立たせようとして新たに出てくる可能性があるのですが、一般的に考えるとそのようなことはしないと思っておりますが、水面内のことを記載しなくて良いのだろうかと思っております。今ある看板が悪意のある看板ではなくて、そんなに目立つものということではないが、一つの例があるとそれが前提となってしまうので、そのあたりは考えられた方が良くと思います。
事務局	今の意見がどの案件かは分かりました。今後も許可申請はできますので、まずは屋外広告物条例の制定に向けて進めていきたいと考えておりますが、当該事例は水面占用の許可を伴うもので、市でもっている水面占用の条例等との整理が必要と思われまますので、今回のタイミングで盛り込もうとすると

	<p>時間がかかるかと思えます。なお、当該案件についてはすでに相談に行っておりまして、撤去の方向で話がついておりますので、ご報告させていただきます。</p>
柴田会長	<p>ありがとうございました。 その他いかがでしょうか。 資料4の13頁に許可申請の手続きがありますが、すべてのものを規制でやっていくというのはなかなか難しいところがあります。条例ができた後の運用の部分で、特に事前確認、事前相談の部分をしっかりやらないと円滑にいかないという意識を広告事業者の方々には持ってもらうという、普及という観点も運用面で頑張っていかなければならないと思えます。</p>
大森委員	<p>今会長がおっしゃられたように、できるだけ業者もこれぐらいまでなら守れるだとかそういったことも話し合いながら、今後、規制をもう少し強めるところや弱めるところも出てくるかと思えます。参考に紹介されている萩市の場合は、建植広告物の高さや彩度を低く抑えてあります。写真には既存不適格もあって全てが揃っているわけではありませんが、ここは世界遺産のバッファゾーンになっている部分を規制していて、電柱も地中化されているため余計に広告物が目立ちやすいということもあって、色彩をすごく抑えてあります。やはり行ってみると建物など萩の歴史的なものがよく目立っていて大変きれいです。萩市のようにするには、柳川市はまだ時間がかかるかと思えます。特に色彩に関しましては地の色をもう少し落としたほうが良いのかなという印象がありますが、これで一回やられてみて、5年後10年後に見直しをしていくことになるかと思えます。萩市や京都市など先進事例はありますので、ぜひ皆様に研修など、見に行かれたら良いのではないかと思います。</p>
柴田会長	<p>ありがとうございました。 その他いかがでしょうか。 では、続いてその他の今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【資料説明】</b></p>
柴田会長	<p>ありがとうございました。 ご意見、ご質問いかがでしょうか。 それでは、進行を事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p>柴田会長ありがとうございました。 委員の皆様におかれましては長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。以上を持ちまして第12回柳川市景観審議会を終わらせていただきます。本日は誠にありがとうございました。</p>